

Nara Women's University

【内容の要旨及び審査の結果の要旨】 スポーツにおけるジェンダー言説に関する社会学的研究

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2010-01-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 谷口,雅子, 小田切,毅一, 佐久間,春夫, 杉峰,英憲, 菊,幸一, 小川,伸彦 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10935/1250

氏名(本籍)	谷口雅子 (大阪府)
学位の種類	博士(学術)
学位記番号	博課第247号
学位授与年月日	平成16年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 人間文化研究科
論文題目	スポーツにおけるジェンダー言説に関する社会学的研究
論文審査委員	(委員長) 教授 小田切 毅 一 教授 佐久間 春 夫 教授 杉 峰 英 憲 教授 菊 幸 一 助教授 小 川 伸 彦

論文内容の要旨

序章 スポーツにおけるジェンダー論再考の必要性

本研究の目的は、現在のスポーツにおけるジェンダー論が、男女の自由で平等なスポーツ享受という一致した理想を掲げる一方で、その実践を推し進めていく際には共通の課題に突き当たるという状況を分析し、その解決の方向性を探ることである。その一つ目の課題は、自由で平等なスポーツ享受を確保するための、男女の区別の形態に関する具体的な提示が出来ない「スポーツとジェンダー」論にみられる限界である。そしてもう一つの課題は、ジェンダー論の主張に対する正しさが理念的には理解されながらも、その議論からは距離を置こうとする傾向が、「スポーツとジェンダー」論の成果を受けとめる人々の側にみられるという点である。そこで本研究では、ジェンダーを規範ととらえる視点をういながら、明治・大正期と現在のスポーツにおけるジェンダー言説を社会学的に検討することによって、このような状況に陥ってしまう要因を明らかにし、その解決の方向性について考察を行う。

第1章 明治・大正期のスポーツにおけるジェンダー言説の分析

第1節では、明治期の移入されて間もないスポーツは、遊び的要素を多分に含み、さまざまな行為の可能性に開かれていたこと、そしてその中の暴力的・逸脱的とされる行為を排除し一定の秩序を形成する必要性が生じたことが示される。

第2節では、その為の規範の生産の一環として、校友会という組織が用いられたこととその限界性

について論じられる。

第3節では、スポーツにおいてジェンダーという（擬制としての）規範が生産されていったこと、その際に男女を区別する根拠として語られた言説には、男女の身体的・精神的優劣、スポーツ精神に関する優劣、西欧からの情報などが用いられたことが明らかにされる。

第4節では、このような科学的な説明を用いた身体および精神の優劣、健康への配慮、西欧への追随といった言説は、明治以降の日本国民が共有している（あるいは共有しなければならないとされている）ものであったために、このジェンダー言説が支持している区別は、権威ある他者あるいは圧倒的に多くの他者に支持されているという意識（あるいは無意識）が生じ、それが第三者の審級によるゆるぎない承認として働くことによって、当然そうあるべきものとして受け入れられていったのだという分析が示される。これが、明治・大正期のジェンダー言説の受容を促進していった要因である。

第5節では、実際のスポーツが明確に男女別に行われる中で、身体の求心化／遠心化作用の連動による間身体的連鎖から生じる妥当性によって、スポーツにおける男と女の区別がさらに絶対的なものとして浸透し、逆に男女を区別する言説の確からしさが、身体化されたレベルでの妥当性の感覚によって強化されていったことが論じられる。

第2章 現在のスポーツにおけるジェンダー言説の分析

一方、現在のジェンダー論では、明治・大正期には自明のこととされていたスポーツにおける男女の区別は不当なものであるとして、区別の撤廃を訴えている。

第1節では、このようなジェンダー言説の理念的な正しさは理解されながらも、実際のスポーツ場面での反応は、むしろ身体の感覚に基づいた判断がなされていることが明らかにされる。

そして第2節では、ジェンダー言説においても、男女の自由で平等なスポーツ享受という理念的な理想を掲げながらも、ではどうすれば自由と平等が確保されるのかという具体案を示すことが出来ず、個々の多様性の尊重と男女構成比の同率を訴えるに止まっている状況であることが示される。

第3節では、現在のスポーツにおけるジェンダー論のこのような状況は、共有の価値観や共通の利害関心から「スポーツにおけるジェンダーはこうあるべきだ」という答えを導き出そうとすること自体が困難な状況に陥っていることに起因することが明らかにされる。民主化へと向う運動の中で、資産の壁、人種の壁、性別の壁が破られ開放度が上昇していった結果、これまで男には、あるいは女には非妥当だとされていたスポーツも、一つの選択肢として次々と入り込んでくるようになる。こうした流れの中では、多くの他者がそれを妥当なものとしている（あるいはすべき）、絶対的で安定した共通の行為の妥当性を示すことは困難になるのである。また、ジェンダー論の受け手側から生じている無関心や忌避の傾向も、このような状況の延長上にあるものである。つまり、価値観や利害関心が多様に拡散する中では、こうあるべきだという具体案が示されることは、それ以外の可能性を妨げる

壁と感じられてしまうために、そこから距離を置こうとする傾向が生じていると考えられる。これが、現在のジェンダー言説の受容を妨げている要因である。

第4節では、こうした分析をふまえ、今後はスポーツの場面においてさまざまなジェンダーのあり方を試みることによって、逆にその中での身体の求心化／遠心化作用から生じる妥当性を吸収・検討し、そこから妥当／非妥当の判断を提案していくことに、今後のジェンダー言説の方向性を見出すことが出来るのではないかという見方が述べられる。

結章 心地良いジェンダーの生産に向けて

今後のジェンダー言説にとって大切なことは、区別の形態を言説の側から一方的に提示するのではなく、身体感覚にも十分に配慮しながら、その妥当な点を探ることであると思われる。その一方で、現在は過去に築かれてきた「らしさ」の呪縛を崩すための教育や政策が行われている状況である。したがって当面は、男女の固定的な区別を打ち破る実践と、新たな男女の関係性を生産していく実践との間のバランスが問題となり、これはまた今後の新たな課題となるであろう。

論文審査の結果の要旨

これまでのスポーツにおけるジェンダー論は、その多くが、セックスとジェンダーとを概念対にして論じられるか、もしくは男女を二項対立的な関係とみなして論じられてきている。従って本研究が、「社会秩序」や「社会関係」を意味するジェンダー概念に立脚し、「規範」としてのジェンダーが受容あるいは拒絶されることによって変化する秩序形成の過程を、ジェンダー言説の分析によって明らかにしようとした視点は、それ自体が斬新であり、その論理構成も原著論文として意味あるものと評価した。

審査の過程で、第一章（明治・大正期）と第二章（1970年代以降を意味する現在）で展開される言説分析が、幾分か要約的になる傾向がある事について一部疑義も提起された。この指摘については、とりわけ現代におけるジェンダー言説そのものが雑多で、対象とすべき言説の吟味自体が困難な現状を反映するものでもあり、今後の研究方法上の課題ともかかわって解決されるべき問題と、種々検討の上判断するに至った。

本審査委員会は、本論文が関係学会などに及ぼすであろう今後の論議への影響などを含めて、本論文を博士課程修了に相応しい内容を有する論文であると評価した。